

## 第5回 宜野湾市子ども・子育て会議

日時：平成 26 年 10 月 1 日（水）15：00～17：30  
 場所：宜野湾市教育委員会会議室

出席者 (敬称省略)	参加委員	神里 博武	会長	かみざと社会福祉研究所主宰
		山内 優子	副会長	沖縄大学子ども文化学科非常勤講師
		佐喜眞 祐子	委員	宜野湾市認可保育園長会代表
仲村 健一		委員	宜野湾市私立保育連絡協議会代表	
谷成 悟		委員	沖縄県私立幼稚園連合会代表	
谷畑 誠		委員	宜野湾市学童クラブ連絡協議会事務局長	
我如古 千裕		委員	保育園保護者会代表	
島村 エミリ		委員	手をつなぐ親の会代表	
知念 春美 (欠)		委員	はごろも学習センター所長	
石川 正信		委員	宜野湾市教育委員会指導部部長	
國吉 秀子		委員	宜野湾市福祉推進部部長	
根路銘みさと (欠)		委員	公募市民	
新城 嘉隆		委員	宜野湾市自治会長会代表	
福里 清孝	委員	宜野湾市商工会会長		
大瀧 安典 (欠)	委員	日本労働組合総連合会沖縄連合会中部地域協議会事務局長		
事務局	担当課等		(福祉推進部福祉担当次長)	：桃原忍子
			(福祉推進部保育課)	：嘉手納貴子、新垣育子、平田繁也、 山川真司、仲宗根綾子 志村賢太郎、安次富弘明
			(教育委員会指導課)	：國吉陽子
		ワーキング (榑都市科学政策研究所)	：成田、竿臺	

### 議事概要

- 議題**
1. 教育・保育施設の確保方策について
  2. 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について
  3. その他
  4. 今後のスケジュールについて

#### 資料説明後 質疑応答

##### 1. 教育・保育施設の確保方策について

- A 委員：「1. 教育・保育施設の確保方策について」（資料 p1～6）について質疑に入りたい。
- E 委員：私立幼稚園について、「現段階において本市では新制度への移行が確定している施設が無いことから」（資料 p3）と記載している。新制度への移行について私立幼稚園へ今後の意向を確認したのだろうか。慈愛幼稚園ではそのような申し出を行っていない。
- 事務局：県の意向調査票を活用し、本市においても8月に私立幼稚園へ意向調査を行っている。市内にある3箇所の私立幼稚園を対象に調査を行った結果、平成27年度に新制度への移行を希望する園が無かった。
- E 委員：慈愛幼稚園にも調査があったが、新制度への移行を希望しないとの申し出は行っていない。みなし確認が受けられると認識しており、施設型給付への移行を考えている。
- A 委員：市内の私立幼稚園の新制度への移行については、事務局の方で確認をして頂きたい。
- C 委員：地域型保育事業の卒業後の受け皿として、「公立保育所については連携施設に成り得る可能性が高い」（資料 p1）とある。その理由の中に、「代替保育士の派遣を考慮すると」（資料 p2）とある。それは、公立保育所は市の予算で代替保育士を増やすことができるが、私立幼稚園や公立幼稚園の場合は難しいという意味なのだろうか。

事務局：地域型保育事業は保育を必要とする0～2歳児が対象のため、卒業後も保育を必要とする可能性が高く、教育を行う幼稚園での対応は難しい可能性も否定できない。そのような前提に立ち、公立保育所が連携施設としての役割を担う可能性が高いとの記載をしている。

C 委員：地域型保育事業を利用する家庭は保育を必要とする家庭なので、卒業後も保育を必要とする可能性が高いが、公立幼稚園においては、計画期間内に3～4歳児の預かり保育の実施予定がない。そのため、3～4歳児の預かり保育を行わない幼稚園での対応は難しいという意味で、公立保育所が地域型保育事業の連携施設を担う可能性が高いと考えている、との認識でよろしいか。

事務局：その通りである。

E 委員：慈愛幼稚園においては、2号認定の子どもを何割か受け入れている。また、全教員が保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を取得している。そのような意味では私立幼稚園が新制度に移行した場合、十分に地域型保育事業の連携施設となり得る可能性がある。そのような実情を把握した上でこのような位置づけを行って欲しい。

A 委員：私立幼稚園の実情や今後の意向等について再確認し、確保方策への反映を行って欲しい。

C 委員：前回の子ども・子育て会議の中で「多様な主体の参入」に関する議論があった。株式会社の参入を拒むことができないという事情は承知しているが、企業の参入ありきでの待機児童の解消を考えるのはいかがなものか。国や県からのプレッシャーもあると思われるが、宜野湾市独自で既存の運営主体のみで待機児童解消を図る方法もあるのではないか。

K 委員：宜野湾市として現段階で民間企業の参入に関する方向性は決定していない。今後、パブリックコメントや庁議を経て方向性を決定していきたいと考えている。但し、国や県からは、法に基づいて事業所内保育等の民間の運営主体も含めて待機児童を解消していくことが求められている。

A 委員：「施設ごとの確保方策の考え方」（資料 p1～5）に、“株式会社の参入”まで踏み込んだ記載がないので、そこまで想定していないと認識していたがいかがか。

事務局：例えば、「私立保育所」（別紙 p4）の確保方策を見て頂きたい。現段階では既存の認可保育所で確保方策を立てているが、今後は多様な主体が参入する可能性があるという意味である。「分園」や「増設」については、今後も既存の認可保育所を対象に考えているが、「創設」については、既存の認可保育所以外にも多様な主体が参入する可能性がある。但し、現段階で宜野湾市としての多様な主体の参入に関する方針を固めていない。

A 委員：株式会社が認可基準を満たしているのであれば、県に申請を出せば通る状況である。宜野湾市として、整備計画等の具体的な確保方策を位置づけなければ、民間企業が参入する余地を作ることになる。待機児童の解消に向けて、量の見込みと確保方策を位置づけているが、数値があまりにも漠然としており具体的な説得性に欠けるのではないか。

B 委員：認可保育所を8箇所創設とあるが、この確保方策の根拠はどこにあるのだろうか。

事務局：認可保育所への意向調査や認可保育所より要望があった内容を反映し、確保方策を位

置づけている。

B 委員：既存の施設だけで待機児童を解消できるのであれば、株式会社が参入することが出来ない。是非、現在の確保方策が実現可能となるよう進めて欲しい。

C 委員：国や県から多様な主体の参入も含めて、平成 29 年度までに待機児童を解消することが求められていると思うが、既存施設でどれだけ受け入れが可能か具体的な数値の検討を行う必要があるのではないかと。既存施設での対応が難しい場合は、定員の拡充を要望するなど経営変更等を求め、それでもなお待機児童が解消されない場合において、企業参入も検討していくなどの段階的な方策をとる必要があるのではないかと。おそらく、市として待機児童解消対策の責任が求められると思われるので、その解消に向けて柔軟な対応が可能となるような方策を立てる必要があるのではないかと。

N 委員：これまでのご意見は、新規事業所の参入を防止し既得権を守ろうとしているように感じる。将来的に教育・保育事業は民間企業の参入の可能性が開かれている。子どもと子育て家庭の利益という前提に立つと、民間企業の参入を含めて教育・保育事業が展開されていくことが望ましいのではないかと。これまでのご意見は、子どもと子育て家庭の利益と既存施設の利益を守ることが混同し議論されているのではないかと。

また、私は、公立より私立の方がサービスの能力や先生方のやる気が高いと感じている。先生や経営者の資質、将来的なビジョンを含めて考えると、公立より私立を増やした方が子どもの最善の利益に繋がるのではないかと考えている。民間の参入への門戸を広げて欲しい。

事務局：前回、公正取引委員会より教育・保育事業においても、あらゆる主体が参入し切磋琢磨しながら教育・保育サービスを提供していく必要があるとの説明があった。宜野湾市として、多様な主体の参入の具体的な方針が固まっていない中、民間企業の参入を阻むような記載については、独占禁止法等にかかる可能性があるため、具体的な記載は出来ないと考えている。本計画では、運営主体別ではなく待機児童の解消に向けて、受け皿を担う施設別に確保方策を立てたいと考えている。

A 委員：福里委員のご意見の通り、子どもの最善の利益という大前提に立って、多様な主体の参入に関する今後の方向性を固めて欲しい。横浜市では既に民間企業の参入を取り入れている。そのような先進事例の情報を収集し、宜野湾市においてはどのような方向性でいくのか検討をする必要があるのではないかと。

他にご意見はないかと。

C 委員：宜野湾市内や沖縄県内の企業の参入については懸念していないが、全国展開しているビジネス色の強い大企業の参入を懸念している。

N 委員：宜野湾市私立保育連絡協議会や沖縄県私立幼稚園連合会等の団体が、県外の大企業の参入を懸念することは心情的に大変理解できる。運営上は弱小であっても県内の小さな施設がスクラムを組み大企業と対等になるような仕組みづくりはできないかと。公立は行政の予算をベースに運営を行っているが、もっと効率性の高い運営方法を模索する等の方法はあるのではないかと。

A 委員：例え株式会社が算入したとしても、新制度においては保育教育給付の公定価格の中で運営をすることとなり、利益を追求できるような企業活動はできない性質となっている。

- E 委員：沖縄県の場合、他県とは異なり公立が圧倒的に多く私立が少ない。新制度の導入により公定価格が決まり公立も準じなければならなくなる。ようやく公立・私立の格差が無くなり同じ立ち位置となると期待している。
- N 委員：事業所内保育の支援方法についてよろしいか。手を挙げた事業所で基準を満たしていれば認可していくのか。それとも事業所や保護者へ事業所内保育のメリット・デメリットを提示するなど、本事業の推進に向けて行政が働きかけを行うのか。
- 事務局：事業所内保育についても、条例の制定に向けて取り組んでいるところであり議会で決定後、事業所への情報提供等の働きかけを進める予定である。この間、沖縄県においては中小企業を対象に事業所内保育の意向調査を行っており、その中で宜野湾市内の事業所については、何社か希望があったとの連絡を受けている。女性が働きやすい職場環境づくりに向けて、本市においても事業所内保育を増やしていきたいと考えている。
- A 委員：他にご意見等はないか。  
認定こども園については、幼保連携型の認定こども園を想定しているのか。また、認定こども園では教育・保育を一体的に提供することとなるが、教育ニーズ分の午後の預かりも実施するのか。教育ニーズ分は教育の提供を、保育ニーズ分は保育の提供を行うにも関わらず、教育ニーズ分の午後の預かりを行うのであれば、教育・保育を分ける必要があるのだろうか。
- 事務局：特に認定こども園の類型については現段階で限定をしていない。また、量の見込みと確保方策の表については、アンケート結果より需要量を算出し、それを満たすための供給量として確保方策を立てている。例えば、2号認定で保育を必要とする家庭がどれだけ教育ニーズを希望しているか等を把握するためこのような表となっている。そのため、保育を必要とするけれども教育を希望し、午後の預かり保育を希望する場合も出てくる。
- A 委員：それでは、実際にはどのような形態の認定こども園を想定しているのだろうか。
- C 委員：おそらく認定こども園の場合、2号認定の教育ニーズ分は幼稚園型の認定こども園に行き、2号認定の保育ニーズ分は保育所型の認定こども園に行くという意味ではないか。幼保連携型の場合は、どちらのニーズも対応可能なので一体的に受け入れていくという想定ではないか。
- A 委員：どちらの類型にせよ、教育の提供部分で午後の預かり保育を行うのであれば、教育・保育を分ける必要性があるのか疑問である。  
他にご意見等はないか。
- F 委員：認定こども園の確保方策に「平成 29 年度・平成 30 年度に、合計 3 園創設されることを想定」（資料 p3）とある。既に認定こども園を希望する園があるのか。それとも、希望が無い場合は市が創設する予定なのか。
- 事務局：意向調査や個別での相談の中で、認定こども園への移行を示す園が 3 園あった。市としても認定こども園を促進していきたいと考えている。
- D 委員：認可外保育施設において認可化や新規の創設を試みているが、私の経験上、年に 2～3 箇所の新規創設は大変難しいと考えている。平成 27 年度の確保方策をみると、創設が 3 園、分園が 4 園と盛り沢山の内容となっている。この確保方策は、見込量に対する望ま

しい供給量を当てはめているだけなのか、それとも見込みのある現実的な数値なのだろうか。現実的な数値であるならば、確保方策に対する予算が考慮されているのだろうか。

事務局：私立保育所の確保方策については、意向調査結果等による見込みに基づいた数値となっている。確保方策に基づいて、今後、予算を要求していくこととなる。

A 委員：行政計画は、予算に基づいて計画を立てるというより、計画の根拠資料に基づいて予算化をしていくのが一般的である。

D 委員：「弾力化調整を行う場合」（別紙 p2）の確保方策があるが、現場の立場としては、保育士の労働環境や子どもたちの保育が厳しい状況に追い込まれるのではないかと懸念がある。施設面積に対してゆとりをもって園児を受け入れたいが、法のもと可能な限り園児を受け入れようという傾向になるのではないかと。現状でも厳しい中、これ以上の受け入れは、本当の意味で子どもたちのためになる保育ができるのかという疑問がある。待機児童を解消する必要はあるが、320名の定員の弾力化による受け入れは、現場の状況等を勘案し慎重に確保方策を立てて欲しい。

C 委員：認可保育所の立場からよろしいか。定員の弾力化を図り園児数が増えることで、新たに保育士を1名程度雇うことができ、保育の質が上がる場合もある。一方、県外では、待機児童解消のために園児1人あたりの施設面積の規制緩和を行っている自治体があり、その点について懸念をしている。例えば、0歳児は1人あたり最低限3.3㎡必要だが、2.2㎡に施設面積を減らす規制緩和を行っている。また、園児に対して保育士の数を減らすことも保育の質を低下させる要因であり、そのような規制緩和を懸念している。宜野湾市の認可保育所の場合は、定員の弾力化により定員より多く園児を受け入れているが、それにより保育士の数が増える場合もあり、結果的に園児数に対する保育士の数が増えるという良い面もある。園児1人あたりの保育士の数や施設面積の規制緩和をするのであれば問題だが、定員の弾力化がイコール保育の質の低下にはならないと捉えている。

事務局：現在、弾力化による受け入れを行っているが、施設面積と保育士数は充足されている。現状の弾力化分を今後、定員枠に含めるという意味で、新たな施設整備を伴わなくとも受け入れが可能と見込んでいる。

A 委員：確保方策と実際の施設での受け入れについては、今後調整が必要と考える。次の議題に進みたい。

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について

A 委員：「地域子ども・子育て支援事業の確保方策について」、ご意見をお願いしたい。

J 委員：子育て支援相談員とは、具体的にどのような業務をしているのか。

事務局：子育て支援相談員は、現在、市の保育課窓口には1名配置している。例えば、保育所に入所できなかった保護者へ、認可外保育施設やファミリーサポートセンター等の他のサービスの情報提供等を行っており、子育てに関する相談等も行っている。必要に応じて、子育て支援センターへの派遣や認可外保育施設の訪問等を行っている。

J 委員：保護者と支援を繋ぐ役割を担う事業になるので、今後は子育て支援相談員を増やして欲しい。

C 委員：地域子育て支援拠点事業を行う市内8箇所の保育所（園）へ配置すると、保育所（園）の専属の相談員の様になってしまうので、公平性という観点から市役所に配置した方

がよろしいのではないか。

A 委員：先進地域では、相談員が地域に入り支援ネットワークを作り、地域の潜在ニーズの掘り起こしを行う等の取り組みを行っている。今後は市役所への配置に留まらず、相談員が地域に配置されることが求められる事業と考えている。

F 委員：教育保育提供区域を勘案して、東側と西側地区の2箇所配置できれば、より身近な存在となりよろしいのではないか。

### 3. その他

A 委員：議題1, 2以外にご意見等はないか。

B 委員：夜間保育所に関する記述が見当たらない。夜間保育所の今後の方向性について確認したい。

C 委員：障がい児への支援に関する記述も見当たらないがいかがか。

事務局：子ども・子育て支援法に基づく事業等には該当しないので確保方策には記載していないが、今後、施策案の中で夜間保育所や障がい児支援に関する取り組みを検討していきたいと考えている。

ワーキング：1点だけ訂正してよろしいか。「5. 一時預かり他」（資料 p8）の平成31年度の量の見込みを646人から358人へ訂正したい。2号認定の教育ニーズが反映されるような補正を試みたが、前回の会議で、そのような補正は行わないということになったので、もとの数値に戻したい。

A 委員：それでは、これを以て質疑を終了したい。

### 4. 今後のスケジュールについて

A 委員：今後のスケジュールに関して、何かご質問等はないか。

それでは、第5回宜野湾市子ども・子育て会議を終了したい。

以上